

令和3年度 南島の入島禁止期間について（お知らせ）

東京都小笠原支庁世界自然遺産担当課長
小笠原村産業観光課長

日頃より南島の環境保全に御理解・御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
さて、今年度の入島禁止期間及び禁止期間中の特例利用について、下記のとおりとさせていただきます。皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 入島禁止期間

令和3年11月3日（水）から令和4年2月5日（土）まで
※ただし、下記の期間については試行的に入港中の利用を可能とする。

【入島可能期間】

令和3年12月24日（金）から令和4年 1月 2日（日）まで
令和4年 1月 7日（金）から令和4年 1月10日（月）まで
令和4年 1月13日（木）から令和4年 1月16日（日）まで
令和4年 1月19日（水）から令和4年 1月22日（土）まで
令和4年 1月25日（火）から令和4年 1月28日（金）まで
令和4年 1月31日（月）から令和4年 2月3日（木）まで

2 入島禁止期間中の特例利用（扇池からの入島）

扇池から上陸し、陰陽池までの砂浜に限り利用を可能とします。

3 その他留意事項

令和2年度から入島禁止期間を試行的に変更しています。

利用経路沿いのシバの冬季の回復状況モニタリングにより悪影響が確認された場合は、従来の入島禁止期間に戻します。

事業者の皆様におかれましては、所属ガイド及び利用客に対して、経路の逸脱防止及び歩行時の飛び石の利用について、今一度御指導をお願いいたします。

【担当窓口】

小笠原支庁土木課自然環境担当

田中・塩沢・大塚（2-2167）